

Title	恒藤恭の象徴天皇制論と民主主義論
Author	小林, 啓治
Citation	大阪市立大学史紀要. 11 卷, p.19-40.
Issue Date	2018-10-31
ISSN	1884-3522
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学史資料室
Description	
DOI	10.24544/ocu.20181029-003

Placed on: Osaka City University

《論文》

恒藤恭の象徴天皇制論と民主主義論

小林 啓 治

はじめに

日本国憲法の制定から70年以上が経過した。大日本帝国憲法より長いこの憲法の歴史を、いかなる視角からどのように考えたらよいのか。私たちが取り組むべき重要な課題としてせり上がってきていると言えよう。本稿はこの課題に答えるために、恒藤恭の象徴天皇制論と民主主義論を取り上げ、恒藤が日本国憲法をどのように認識していたかを明らかにしたい。この二つの議論は、主として1946年6月から年末にかけて精力的に展開され、恒藤の言論活動の両輪となった。帝国議会で憲法改正案が審議され、修正を加えられて日本国憲法が成立し、公布される時期のことである。この約半年の間に恒藤は実に多くの論説を執筆し、講演活動を行った。戦前国家体制に批判的な立場をとり、滝川事件で国家的弾圧を被った知識人としての強い責任感に基づくものであった。

とはいえ、本稿は戦前の恒藤の思想にまでさかのぼって、象徴天皇制論や民主主義論の展開を跡づけようとするものではない。あくまで、同時代的な言論状況の中であって恒藤がどう論じていたかを明らかにすることに重点をおく。「戦後民主主義」の揺籃期にあって、その担い手の一人であった恒藤の日本国憲法論を明らかにすることは、「戦後民主主義」の課題・制約・可能性を掘り下げることにつながると考えるからである⁽¹⁾。

(1) ともすれば、単純化され十把一絡げにされて「戦後民主主義」の限界や終わりなどが議論される傾向がある。また、「オールド・リベラリスト」という言葉で、戦前の自由主義者を一括して論じることがも往々にしてある。そうした前提から自由になって、戦後思想の幅や深さを丁寧に見ていくことが必要である。その意味で、竹中佳彦『日本政治史の中の知識人——自由主義と社会主義の交錯（下）』（木鐸社、1996年）は大変示唆的である。なお、戦後の恒藤の思想にかかわる研究として次のものがある。広川禎秀『恒藤恭の思想史的研究——戦後民主主義を準備した思想』（大月書店、2004年）の第5章・第6章、同「恒藤恭と平和問題談話会——戦後平和主義思想の源流」（鈴木良、上田博、広川禎秀【編】『現代に甦る知識人たち』世界思想社、2005年）、桐山孝信「恒藤恭の平和主義と安全保障・憲法」（『大阪市立大学史紀要』7、2014年）。このうち、広川『恒藤恭の思想史的研究』は敗戦後の恒藤の思想の概要を知る上で有用である。本稿は、対象を象徴天皇制論と民主主義論に絞り込み、両者の関係性を分析することに重点をおいた。なお、知識人の象徴天皇制論を考察したものとして次の研究がある。赤澤史朗「象徴天皇制の形成と戦争責任論」（『歴史評論』315、1976年）、河島真「象徴天皇制試論」（『日本史研究』550、2008年）、河西秀哉『近代天皇制から象徴天皇制へ』（吉田書店、2018年）。これらの研究では、恒藤の象徴天皇制論は分析されていない。

この間、天皇の退位問題を背景にして、象徴天皇制がさかんに論じられている。しかし、象徴天皇制がどのような論理で正当化され、それに対していかなる批判が展開されていたのかを始原に遡って議論されることはあまりないように思われる。恒藤の象徴天皇制論は、民主主義にとって天皇制が根源的な問題であるとし、両者の関係を原理的に議論しているところに最大の特徴がある。この点は、現在の象徴天皇制論議でもっとも欠落している点ではないだろうか。日本国憲法の第一章を大前提とした護憲的な枠組みの議論は、そもそも象徴天皇制が国内外の政治的な力関係によって成立したこと、国家的民主主義の貫徹を不徹底たらしめる機能をもっていたことを問題にしえない。恒藤の象徴天皇制論は、この問題に鋭く切り込んでおり、象徴天皇制をやがて克服すべき過渡的あるいは歴史的産物としてとらえている。そうした議論が次第に忘却され隠蔽されていくことが、象徴天皇制の定着といえるのではないだろうか。

かかる問題意識から、本稿では、第1章で帝国議会における「憲法改正」論議を、国体論に着目しながら簡潔にトレースする。第2章では、それを踏まえて恒藤の象徴天皇制論を分析し、当時の天皇制論議における恒藤の議論の位置を確定する。第3章では、恒藤の民主主義論の特質を明らかにし、象徴天皇制論とどのように密接に関係づけられているかを解明する。

1. 「憲法改正」と国体論

恒藤の象徴天皇制論の意義を明らかにするためには、同時期に天皇制がどのように議論されていたのかを見ておく必要がある。ただし、この点を解明すること自体が本稿の目的ではないので、簡潔に整理するにとどめたい⁽²⁾。

日本国憲法制定をめぐる帝国議会での議論において、主権在民と天皇制との関係は大きな論争となった。そこで中心的論点となったのは、周知のごとく「国体」が変更されたか否かであり、主権在民の観点から天皇制をどう位置づけるかという問題ではなかった。憲法「改正」という手続きをとっていることが、国体問題を導き出している一つの要因だが、天皇制をどのように存続させていくかが論者たちの最大の関心事であった。表面的には国体に変更されたか否かが争われているが、結局のところ、天皇制をいかに延命させていくかが模索されていたと思われる。この観点から、時系列的な議論の展開にこだわらず、国体論争を概観してみよう。

論理的には、まず、国体とは何かが問題となる。これについては大きく分けて二つの解釈が出されることになった。一つは法的・政治的な意味での国体であり、いま一つは精神的な意味での国体である。

(2) その際、一つの手がかりとなるのは、横田喜三郎の『天皇制』(労働文化社、1949年)という著書である。横田は帝国議会での議論や学者の見解を整理しつつ、日本国憲法の制定時に天皇制がどのように論じられたかを詳しく叙述している。本章では横田の整理を活用した。

前者については、宮沢俊義が八月革命説を唱え、天皇主権から国民主権へと革命的に変動したと主張したことは、よく知られている⁽³⁾。その際、宮沢が前提としたのは、治安維持法という国体、すなわち万世一系の天皇が君臨し、統治権を総覧するという、帝国憲法に定められた国家体制であった。

貴族院では、いく人かの論者が、同様の観点から発言している。たとえば、戦前『時事新報』の社説を担当し、国際法学者でもある板倉卓造は、現行の天皇の地位について、①万世一系、②神聖、③統治権の総攬者、④天皇の親政によって規定されているとし、一般にこれを日本の特殊な国体とやってきたのだから、改正案では①を除いてすべて変わったと見るべきだ、と述べている⁽⁴⁾。また、公法学者・浅井清は、次の事実を確認している。治安維持法が議会で提出されたときに、憲法第一条をもってわが国体とするということが了解された。その後、大審院は、憲法の第一条と第四条をあわせて万世一系の天皇が君臨して統治権を総覧することを国体と解釈した。これらの事実を根拠として、浅井は、国体とはいままでの法制上の通念である国体のことであるとした⁽⁵⁾。

滝川事件で辞職し恒藤と親交のある佐々木惣一も、ほぼ同様の認識である。国体という言葉が用いられる場合には、万世一系の天皇が統治権の総覧者であるということ、その根拠は天皇が特定の血統から出たということによる。それが、わが国の「政治的基本的性格」であり、わが国において最大の価値がおかれている事実であり、朝野において一般に国体と呼ばれているものだ、と指摘している⁽⁶⁾。南原繁の国体認識も、ほとんど異なるところはない。しいて言えば、教育勅語の「国体の精華」も、帝国憲法の条章に基づいて解釈されることの「日本の根本的政治性格」と関係があることを指摘した点が目を引く⁽⁷⁾。

精神的な意味での国体については、どう論じられているのだろうか。三土忠造は、およそ憲法というものは、どこの国でも政体を規定するものだが、日本だけに国体という観念がある。その国体なるものは、「統治権とか、あるいは主権とかいうものの外にあり、うしろにあり、奥にある」と述べている。国体とは、国の基本的本質であり、「万世一系の天皇が国民統合の中心である国柄」だとも言う。憲法草案の「国民統合」という概念を戦前に遡及させて国体の説明に用い、統治権や主権と切り離していることがわかる⁽⁸⁾。

こうした論理を最も強く展開したのは政府であり、ことに金森徳次郎国務相であった。金森

(3) 近年の研究として、穎原善徳「八月革命説再考のための覚書」(『立命館大学人文科学研究所紀要』97、2012年)、「帝国憲法改正案」成立の論理と条件」(『立命館大学人文科学研究所紀要』100、2013年)を参照。

(4) 『官報号外 貴族院議事速記録』第23号(昭和21年8月27日)238～239頁。『官報』から引用する場合、片仮名を平仮名に改めた。

(5) 『官報号外 貴族院議事速記録』第25号(昭和21年8月29日)281～282頁。

(6) 『官報号外 貴族院議事速記録』第39号(昭和21年10月6日)502～503頁。

(7) 『官報号外 貴族院議事速記録』第24号(昭和21年8月28日)248頁。

(8) 『官報号外 貴族院議事速記録』第40号(昭和21年10月7日)526頁。

は、南原の質問に対して、「日本民族の熱烈なる血液が流れて居る限り、我々の全精神との繋りに於て天皇の御地位がはつきりと国民の心の中に在る」と述べ⁽⁹⁾、さらに浅井の質問に対して、次のように答弁している。

我々の国家は一人の天皇、それは過去及び将来に亙つての一貫せる国民結合の倫理的な中心である、〔中略〕結局国民の心が天皇に繋つて、奥深くそこに連繋が出来て居る、之に依つて日本国家が確定不動の一つの結合体となつて居ると云ふことでありまして、此の意味に於きまして我々には変わるものとは思つて居りませぬ、だから此の意味に於きまして、我々は何等国家の基本特色は変つて居ないのである、国家は同一性を持つて居るものであると考へて居るのであります、〔中略〕我々は目の前に於て、今申しました法律的国体と云ふものを扱つて居つたことは事実である、併しより多くの経験を積み、新しい目醒めの上に之を見ますれば、我々が国体と考へて居つたのはもつと根本にある、即ち国と終始して変らざる国の根本の姿ではなからうか、斯う云ふ所に疑問は移つて行くのであります、移り行くものは謂はば政体であります、⁽¹⁰⁾

金森はこの答弁の前に、衆議院で北吟吉の質問に対して「日本の国体というものは、〔中略〕謂はば憧れの中心として、天皇を基本としつつ国民が統合をして居ると云ふ所に根底があると考へます⁽¹¹⁾」と答え、さらに酒井俊雄の質問に対する答弁で「天皇と国民一般とは如何なる関係にあるかと云へば、私共が度々申しましたやうに、我々の心の奥深く根を張つて居る所の天皇との繋がりの心と云ふものが基礎になつて、日本国民の統合が出来て居ります⁽¹²⁾」と述べている。これ以後「憧れの中心」という表現がしばしば引用されるようになったが、金森自身は後の答弁で、「早分りする、謂はば枕詞附に於て言ふ所の言葉でありまして、必しも的確なる内容とは言はれないでありませう⁽¹³⁾」と弁解している。しかし、「憧れ」という言葉には、金森が意図していたかどうかは別にして、単に天皇を中心とした国民統合というのとは異なるニュアンスがあり、見過ごすわけにはいかない。その意味については、恒藤の鋭い批判があるので後述する。

こうした政府答弁を誘導したのは、北吟吉や吉田安⁽¹⁴⁾らの君民共治論であつた。北は「日本は昔から君民共治、君民同治の国柄で、若し主権という言葉を用ひるならば、君民を総合せる全体に主権があつて」、統治の作用は、ある時には君主に強く現れ、ある時は民の方面に強

(9) 『官報号外 貴族院議事速記録』第24号(昭和21年8月28日)255頁。

(10) 『官報号外 貴族院議事速記録』第25号(昭和21年8月29日)285頁。

(11) 『官報号外 衆議院議事速記録』第5号(昭和21年6月26日)76頁。なお、北吟吉は北一輝の弟で、1936年衆議院議員となり民政党に入党した。戦後は日本自由党の結成に尽力し、1946年の選挙で当選している(日外アソシエーツ『新訂 政治家人名事典 明治～昭和』2003年)。

(12) 『官報号外 衆議院議事速記録』第7号(昭和21年6月27日)108頁。酒井俊雄は1946年の総選挙で協同民主党から立候補し初当選した(前掲『新訂 政治家人名事典 明治～昭和』)。

(13) 『官報号外 貴族院議事速記録』第25号(昭和21年8月29日)285頁。

(14) 熊本県会議員などを経て、1946年に衆議院議員に初当選した(『新訂 政治家人名事典 明治～昭和』)。

く現れたが、「一君と万民とは大体に於て融和して来たと言ふ信念は変わらない」と自説を述べた⁽¹⁵⁾。西欧との対比で持ち出された君民共治論は、わかりやすくいうと、君主と国民大衆との政権争奪の歴史がないことが日本の特殊性だ、という主張でもある。

吉田安も、国民と国家が融合して一体となった君民一致の境地が昔からの日本の本当の姿であり国柄であるから、主権在民も主権在君も日本の国体観念からいけば結論は同じだ、とした⁽¹⁶⁾。両者に共通して見られるのは、主権在民と主権在君の原理的差異をできる限り消去しようとする姿勢である。それに対して政府解釈は、主権在民を受容しつつ、政体と国体を分別することによって国体としての天皇制を保持しようとするものであった。この点を明解に説明したのが、衆議院憲法改正案委員会議長・芦田均による政府見解の説明であった。芦田は次のように述べている。

政府の見解は、現行憲法第一條又は第四條を根拠として、天皇が統治権を総覧せらるることを以て我が国体なりとする論は、其の時代の制度の表面に現はれた所に重点を置き、謂はば政体の面に着眼しての考へであつて、更に深く国体の真髓に徹したものではない、本改正法案に依つて我が国の政体的な面に於て大いなる変更を生ずることは認めるけれども、之を以て国体の変更と見ることは出来ないと言ふのであります、即ち我が国体観念は、我が国民的伝統を背景とし、特殊の歴史的事実の上に生成したものであつて、天皇は君民一体又は君民一如の如き言葉に依つて表はされて居る国民的統合の中心であるとするのが、我が国民的信念であると説くのであります⁽¹⁷⁾、

こうした国体論争について横田喜三郎は、憲法改正案を審議するにあつて、精神的な意味の国体を問題にすることが適当であつたか、また必要であつたか、と問いを投げかけている。それに対する横田の解答は以下のように展開される。憲法は国家の基本的な法律制度を定め、根本的な政治組織を規定するものであるから、憲法制定にあつて国体のことが問題になるとすれば、それは法律的な政治的な意義の国体でなくてはならない。にもかかわらず、一般的な精神的な意義の国体がしばしば問題にされ、わけても政府は国体をもつばこの意義に解し、あくまでそれが変革しないということを力説した⁽¹⁸⁾。なぜか。

おそらく、国体を変革しないといいたいために、しいてそうしたのではあるまいか。〔中略〕政府ははじめから国体がかかわらないことを念願し、すくなくとも口ではかわらないといおうと欲し、それを出発点としていた。ところが、国体を法律的政治的な意義に解するときは、そういうことができない。そこで、国体を一般的精神的な意義に解し、そのうちでも、あこがれの中心とか、心のつながりとかいう派生的なことだけを取り出し、それを国体であるといつたのであろう。そうすれば、いますぐには、国体がかわつたといわなく

(15) 『官報号外 衆議院議事速記録』第5号（昭和21年6月26日）70頁。

(16) 『官報号外 衆議院議事速記録』第7号（昭和21年6月27日）96頁。

(17) 『官報号外 衆議院議事速記録』第35号（昭和21年8月25日）500頁。

(18) 前掲、横田『天皇制』237頁。

てもすむ。それを政府はねらつたのではあるまいか⁽¹⁹⁾。

横田の推測は的確に政府による国体非変革論の形成と意図をとらえている。その上で横田は、天皇制について二つの視点から批判を行っている。一つは民主主義と天皇制との関係で、「この民主主義に対して、いままでの天皇制はもとよりのこと、新しい天皇制でも、かならずしも一致していない」とする。なぜなら、民主主義とは「人間の価値と尊厳に対する深い認識を基礎とし、それに基づく平等を根本観念とする」ものであり、新しい天皇制でもこれに「反するところがある」からである⁽²⁰⁾。

いま一つの批判は、天皇制の政治的機能に関するものである。たとえば佐々木惣一は、天皇(統治権の総覧者)は、その地位を特別の血統によって根柢づけられているから、自己の立場に立つことなく、立場なき立場、すなわち全体の立場に立って政治をなすことができる、とする。政治を行っていくためにはそうした役割をもつ天皇が必要であるという議論に対して、横田は歴史を検証し、天皇がもっぱら全体の立場から政治を行ったというようなことは決して言えない、と明言する⁽²¹⁾。佐々木の議論は「建前」を「現実」とし、「可能性」を「事実」と混同しており、「神権理論と封建思想の産物は、二〇世紀の現代では、もう精算されなくてはならない」と厳しく批判している。天皇制においては、君主主義の不合理性がことに際立つとも述べている⁽²²⁾。さらに横田は、アジア・太平洋戦争における天皇の戦争責任にもふれ、天皇制によって「日本の歴史があつてはじめての、もつとも悲惨な状態に、国民がおとしいれられるに至つた」として、佐々木説を徹底的に論駁している⁽²³⁾。

横田の天皇制批判はこのように鋭く説得的である。ただ、民主主義に「反するところがある」として一刀両断にしてしまうことは、「憧れの中心」や「心のつながり」といった説明が醸成する精神的な問題を、深く追求することを妨げたのではないかと思われる。次章では、横田との相違を念頭におきながら、恒藤の象徴天皇制論に分析を加えてみよう。

2. 恒藤の象徴天皇制論

恒藤は1946年後半に「天皇の象徴的地位について」(以下「象徴的地位」論文とする)を発表した。この論文は、『世界』10月号、11月号、12月号と3回にわたって連載されている⁽²⁴⁾。本章では、その内容を検討しながら恒藤の象徴天皇制論の歴史的意義を明らかにしたい。

(19) 同前、238頁。

(20) 同前、253頁。

(21) 同前、257頁。

(22) 同前、265頁。

(23) 同前、275頁。

(24) この論説の脱稿は、末尾を見ると1946年10月6日となっている。

この論文が執筆されたのは、帝国議会において「帝国憲法改正案」が審議されるのと同様同時期であったと思われる。「帝国憲法改正案」は、6月25日に衆議院本会議に上程され、6月28日、帝国憲法改正案委員会（委員長芦田均）に付託された。委員会は小委員会が作成した修正案を可決し、8月24日、衆議院本会議は修正案を圧倒的多数で可決した。貴族院では、「帝国憲法改正案」は帝国憲法改正案特別委員会（委員長安倍能成）に付託された。10月3日、特別委員会は小委員会の作成した修正案を可決し、10月6日、本会議はこれを可決した。さらに、「帝国憲法改正案」は同日衆議院に回付され、衆議院本会議は翌日、圧倒的多数でこれを可決した。

「象徴的地位」論文は、このような帝国議会での「帝国憲法改正案」の審議とシンクロしながら、象徴天皇制をめぐる議論を形作っている⁽²⁵⁾。そのことに留意しながら内容を分析してみたい。まず確認しておかねばならないのは、天皇制に関する基本的な態度である。恒藤は、憲法草案は従来天皇に帰属していた実権をほとんど残りなく天皇の権限から除き去ろうというものであり、その点から見て、「天皇制の廃止を意図するものである⁽²⁶⁾」とする。つまりそれは、日本の国家機構の中枢に対して根本的な変更を加えんとするものだから、「肇国このかた未曾有の革命」を意味する。それは大日本帝国憲法第七三条の規定にしたがって行われたものであるから、「無血革命」と言われるのは妥当としつつも、すかさず次のような見解を提示する。すなわち、その革命は、太平洋戦争において日本軍が惨敗したことに起因しており、無数の人々が生命を失い重傷を負ったことを思い起こせば、歴史上類例のない「大流血革命」と言わざるを得ない⁽²⁷⁾。

ここに見られるように、恒藤の場合、戦争を引き起こし無数の生命を奪った国家に負わされた責任と関連づけて天皇制が論じられている。天皇制をそのような国家責任と切断し、天皇制をいかに延命させるかを論じていた帝国議会での議論と比較すると、日本という国家に課された世界史的課題を真正面から受け止めようとするものであったことがわかる。

その上で具体的に、天皇の象徴的地位をめぐる議論をどのような立脚点から行うべきなのか。この点について恒藤は、「保守的見解の立場からして第一条の規定の内容を捕捉しようとする態度、ならびに天皇制はまったく否定されるべきであると主張する見解の立場からして該規定の内容を捕捉しようとする態度のいづれをも執ることなく、根本的変革を加へた上で天皇制を維持すべきであるとす見解の立場を執ることが、理論的に要請される⁽²⁸⁾」としている。恒

(25) 津田左右吉や和辻哲郎は、「帝国憲法改正案」の審議に先立って、次のとおり天皇制に関わる論説をいち早く発表している。和辻哲郎「封建思想と神道の教義」(『世界』1946年1月号)、津田左右吉「建国の事情と万世一系の思想」(『世界』1946年4月号)。これらの論説は政府が展開した国体論に強い影響を与えているから、そのことを含めて恒藤の象徴天皇制論を評価する必要があるが、紙幅の都合上、本稿では論じることができない。

(26) 恒藤恭「天皇の象徴的地位について」(引用については『新憲法と民主主義』に依拠し、頁は同書による) 1頁。

(27) 同前、2頁。

(28) 同前、29頁。

藤は、帝国憲法の天皇制を原理的に維持しようとする立場にも、天皇制を全否定しようとする立場にも立たないが、両者の「間」にあると表現するのも適切ではない。なぜなら、あくまで天皇制は「根本的変革」を加えられなければならない、純粋な民主主義的国家体制に向かうためには、君主主義的要素はいずれ払拭されるべきものとして想定されていたと思われるからである⁽²⁹⁾。

とはいえ、純粋な民主主義体制をめざすならば、なぜ、こうした曖昧な立場をとらなければならなかったのか。ヒントになるのは、憲法改正についての歴史的事情に関する認識である。恒藤は、日本が従来「侵略的軍国主義国家」としての性格を否定し、「平和的民主主義国家」を建設するために憲法改正は行われるとする。もう少し敷衍するとこうなる。現行憲法（帝国憲法）の規定に従って組織され、それにしたがって政治的活動を行って来たところの、統治権の総覧者たる天皇を中心とする日本国政府が、「不法なしかたで太平洋戦争をひき起し、全面的に敗北した」。その結果、「日本国の政治機構を根本的に変革せねばならぬ状態に直面することとなり、斯かる状態に適應して、政治機構の根本的変革を実現する目的のために憲法の改革が意図され、着手されるに至つたといふ歴史的事情」がある⁽³⁰⁾。そのためには、天皇の法的地位を根本的に変革し、「政治上における天皇の実権を消滅せしめることを主眼」とした憲法改正が行わなければならない⁽³¹⁾。

ところが、「他面において、全国民の大部分がわが国の歴史的伝統の維持を欲求してあるといふ事実が、今年四月の総選挙の結果を通じて法的に確認された為に、純粋なる民主主義的国家機構を設定することを目標として憲法改正を行ふべきではなく、なんらかの仕方では天皇制を維持するやうな変革を行ふべきであるとの要請が、憲法改正草案の作成者に課せられた」とする⁽³²⁾。言い換えると、「平和的文化国家としての性格をそなへた新しい日本を建設する目的に適合した民主主義的国家機構をととのへるためには、現行憲法に対してどのやうなしかたで改革をほどこすべきであるかといふ問題について、国民のあひだに異なる意見がわかれて居り、それが議会における種々の意見の対立を通じて反映されてあるといふ現在の複雑なる政治的事情⁽³³⁾」がある。

この二つのベクトルが、「象徴」という、帝国憲法にはない特殊な用語によって天皇の地位を規定することを必然化した、ととらえている。このような理解は、そのまま「象徴的地位」論文の執筆背景を説明するものであるが、さらにつこんで論文執筆の直接的な契機を探ってみると、次のような記述に行き当たる。少々長くなるが引用したい。

(29) 同前、50頁。横田と比べると、象徴天皇制を論ずる際に恒藤がとった姿勢は、現実に妥協的であるように見える。しかし、天皇制廃止論の立場をとらなかったことによって、当時の国民意識を洞察するための回路が開け、より客観的な象徴天皇制の分析につながったと思われる。

(30) 同前、31頁。

(31) 同前、35頁。

(32) 同前。

(33) 同前、31～32頁。

憲法改正草案と同時に発表された逐条義解は、まへにも言つたやうに、決して有権的解釈たるものではないが、改正草案の作成にたづさはつた人々の側における見解を、公的立場から発表したものとして注目に値するのであるが、——第一条前段の規定については、『わが国の基本特色は国民の心の奥に深く根を張つてゐるところの天皇へのつながりを基とし、謂はば天皇をあこがれの中心として国民全体が結合し、以て国が成立つてゐるといふことにある。即ち国民は天皇を以てあこがれの中心と見るのであるから、天皇を仰ぐとき、そこに日本といふ国の姿を見、且つそこに国民自らが結合されてゐる姿を見るといふことができる。』といふやうな解釈が先づあたへられてゐる。〔中略〕第一条の義解は、全体として、法の観点からする解釈といふよりは、寧ろ道德の観点から、または宗教的信仰について言説する者の立場からなされた解釈としての性質をより濃厚にもつてゐるやうに感ぜられるのであつて、たとへば、いはゆる聖徳太子の十七条憲法に対する学者の義解をよむやうな気もちがするのを禁じ得ない⁽³⁴⁾。

冒頭の逐条義解とは、衆議院を通過した「帝国憲法改正案」を発表するにあたり、政府が各条規に解説を加えたものである。「象徴的地位」論文の初めの方で、恒藤はその立脚点を厳しく批判している。逐条義解は、「純理論的な立場から、改正憲法に盛られた革新的思想と民主主義的精神をふかく理解した上」で、条文の言葉そのものに即して象徴的地位を解明しようとするのではなく、「強ひてわが国の伝統的政治思想もしくは倫理想の表現されたものとして、同条の規定を解釈しようとする意図によつて力強く制約されて居る」としている⁽³⁵⁾。こうした衆議院での議論や政府見解が、恒藤をして「象徴的地位」論文を執筆せしめた直接的契機だったと推測される。

以上のように象徴天皇制を論じる立場や観点を確認した上で、恒藤の象徴天皇制論の内容について分析を加えよう。3回にわたる「象徴的地位」論文はかなり晦渋で、繰り返しも多いので、恒藤の思考の独自性をいくつかの論点ごとに見ていくことが必要である。その論点を三つ設定したい。

第1に、明治維新以降の天皇の地位は、近代初期におけるヨーロッパ諸国の君主のそれと近似することになったとして、西欧的な君主制の原理を参照して象徴天皇制を解釈していることである。つまり、天皇制を日本の特殊な国柄としてでなく、世界史的な君主制のあり方や歴史的推移と関連づけて理解することを重視している。そのことは、西欧のように君主制は永遠不変のものではなく、やがて克服されていくものであり、そのような歴史的な一つの段階として天皇制を理解すべきことを意味していた。第一条に規定されている天皇の象徴的地位が何たるかを明らかにするためには、西洋の政治思想についての思想史的考察によって得るところが少なくないとし、一見不必要に思えるほど長く、西洋の君主制の歴史的推移を解説しているのは、かかる見地からである。

(34) 同前、51～52頁。

(35) 同前、14頁。

このような手続きを経て恒藤が出した結論は、「君主国において君主がその国家の象徴たる地位に在るものであるといふことは、あらゆる君主国を通じて見出される普遍的事実である⁽³⁶⁾」というものであった。また、「天皇はこのたびの改正憲法の実施を俟つてはじめて日本国を象徴する地位に立たれるわけではなく、日本国が君主国として成立して以来、つねに天皇は日本国を象徴する地位に立たれていた⁽³⁷⁾」とも言う。

それならば、なぜ改めて天皇を象徴として規定せねばならなかったのか。恒藤の説明はこうである。帝国憲法のもとでは、天皇は統治権の総覧者であり、強大な政治の実権を掌握する国家機関として、日本国を象徴する地位にあったのに反し、改正案においては、なんらの政治の実権をもたず、形式的・儀礼的行為をなし得る権限をもつにすぎない。そのために、天皇が日本国を象徴するという事態がとくに顕著とならざるを得ないわけで、「改正案はかやうに特に顕著なものとなるであらうところの天皇の象徴的地位を、ことさらに明瞭に規定せるものと考へられる」⁽³⁸⁾。

別の言い方をすると、次のようになる。改正案では天皇は行政の首長ではないから十分な意味での元首ではないが、形式的・儀礼的活動を行い国際関係において日本を代表するから、「不十分なる意味」での元首である。帝国憲法では天皇はまごうかたなき元首であるから、ことさら天皇の象徴的地位をとりあげて規定する必要はなかったが、改正案では「不十分なる意味における国家の元首」だから、おのずと天皇の象徴的機能が顕著な意義をもつこととなり、天皇制の維持に関する国民の要望も顧慮して、第一条に象徴的地位が規定された⁽³⁹⁾。ここに見られるように、恒藤は君主制の一形態として天皇制を位置づけ、政治の実権を喪失した天皇制に残された君主の一般的な機能として象徴性を解釈している。

第2に恒藤の議論の特質は、象徴天皇制がもたらす両義性に注意を払っていることにある。象徴天皇制は、日本国の根本的性格転換を示したものであるが、もう一方で恒藤は、天皇制の外形が残ったことによる国民意識への影響を強く意識している。前者については、主として対外的側面に注目して、「従来は神話的背光にかざられ、外国人にとつては理解することの不可能な神秘性の持ち主として日本国を象徴してゐた天皇に代つて、在るがままの一人の人間としての天皇が日本国を象徴する地位に立つといふことにより、日本国の根本的性格転換が列国の人々の容易に理解するところとなるであらう⁽⁴⁰⁾」と述べている。その場合にも、「在るがままの一人の人間としての天皇」が「遠い過去から現在にいたるまでの歴史を背景として成立せる日本国の個性的性格を象徴的に表現する機能をいとなむ⁽⁴¹⁾」とされていることには注意が必要である。恒藤の解釈のポイントは、改正憲法において天皇が象徴するものは、神話性や神秘

(36) 同前、14～15頁。

(37) 同前、15頁。

(38) 同前、45頁。

(39) 同前、47頁。

(40) 同前、61頁。

(41) 同前、60～61頁。

性を剥ぎ取られた歴史的固有性であって、それ以上のものではないという点にある。

一方、国内的には、改正憲法は法的に天皇の神秘的性格を抹消するものであり、「在るがままの一人の人間としての天皇が日本国を象徴する地位に立たれることは、日本国民の心のうちにもまた日本国が根本的に革新されたといふ痛切な感じを生ぜしめるであらう」と推測されている⁽⁴²⁾。しかし、すかさず恒藤は、それとは反対の傾向にも注意を向ける。改正憲法の定める国家体制は、純粋な民主主義的国家体制ではなく、その中枢的部分において君主主義的要素を内含する。「政治的实践をひとへに実質的に観察する見地からすれば改正憲法の下における政治は、人民の自主的・自律的政治としての特色を十分に発揮し得る可能性が確保されてゐる」が、政治的实践を「形式的側面をも併せて観察する見地を採るときは、改正憲法の下における政治は、或る程度に君主主義的色彩を帯びるものとして展開せざるを得ない⁽⁴³⁾」。なぜなら、天皇制が外面的形態を保って存続する限り、「そのことが今後における政治的实践に対して、なんらかの程度に実質的影響を及ぼし得る可能性の存する事は否定され得ないからである⁽⁴⁴⁾」。

恒藤がその可能性を危惧する理由は、憲法改正が天皇制に重大な変革を加えるものであることを理解しない人々が「かなり数多く存在すると思はれる」からである。「彼らは、依然として天皇は神秘的性格をそなへたままに、従来とさまで変りのない日本国を象徴するものであるとの漠然たる意識をもちつづける」ことが予想される⁽⁴⁵⁾。帝国議会の審議でも、君民共治論に見られるように、天皇制に重大な変革が加えられようとしていることから目をそらせようとする議論が横行していた。そうした状況が念頭におかれているからこそ、恒藤は「この種の人々に対する啓蒙的努力は、甚だ困難な、しかし重要な事業であるといはねばならぬ⁽⁴⁶⁾」と述べねばならなかった。

第3の特質は、象徴天皇制を徹底的に合理的・機能的に解釈しようとしていることである。すでに確認しておいたように、政府は「憧れ」の対象としての天皇を中心に国民が統合されるという議論を展開していた。そのことを踏まえつつ、先にふれた逐条義解について恒藤は次のように述べている。恒藤の主張が最も鮮明に現れている部分なので長文になるが、引用しておきたい。

国民が天皇をもつてあこがれの中心と見るといふからには、国民のあこがれは、天皇を中心としてその周囲にひろがる何ものかに向つて成り立つわけであるが、それが果たしてどのやうなものであるかは説明されていない。『天皇を仰ぐとき、そこに日本といふ国の姿を見、且つそこに国民自らが結合する姿を見るといふことができる。』といふのであるが、国民のあこがれの対象たる、天皇を中心としてひろがつてゐるところの或るものは、現実

(42) 同前、61頁。

(43) 同前、50頁。

(44) 同前、50～51頁。

(45) 同前、61頁。

(46) 同前。

の在るがままの日本国、ならびに現実のあるがままの国民との対照において、理想的な、在るべきものとしての日本国のすがたであり、日本国民のすがたであるのだろうか。もしも義解の文句がかやうな意味をもつものであるとすれば、国民のあこがれの対象たる、理想的な、在るべきものとしての日本国のすがた、または日本国民のすがたの中心に仰ぎ見られる天皇のすがたも、現実の天皇のすがたではあり能はず、理想的な、在るべきものとしての天皇のすがたでなければならぬはずである⁽⁴⁷⁾。

「あこがれ」という言葉には、理想とする物事へ強く心を惹かれる、といったニュアンスがあり、恒藤はそこに秘められた倫理的価値に敏感に反応している。もしそうであるなら、第一条は倫理的規範としての性格を有するものであって、法的規範ではないことになる。改正憲法は「法的規範としての性格を有するものとして、その意味内容を認識されるべきものであると確信するのであるから」、倫理的観点から解釈することは「これを拒否せざるを得ない」と、恒藤はきっぱり述べている⁽⁴⁸⁾。

その上で、天皇をあこがれの中心として国民全体が統合されているという見解の虚偽性にもメスを入れている。何よりもそうした見解は、過去の事実を正確にとらえたものではないとし、天皇の象徴的地位を国民感情を持ちだして基礎づけようとする説明に対しても、強く批判している。たとえば、天皇が日本国および日本国民統合の象徴としてふさわしい理由として、わが国の歴史的な伝統と国民が長きにわたって抱いてきた国民感情にある、という義解の説明に対しては次のように切り返している。

第一条がわが国の歴史的伝統ならびに国民感情を基礎としてつくられたものであるとの見解は正しいと思ふのであるが、この場合にいはゆる国民感情は、天皇へのあこがれとか、天皇を中心とするあこがれとかと云つたやうなものではない。従来存続せる諸制度がなるべくそのままに維持されることを欲求する感情は、いかなる時代のいかなる社会の人々にも共通な根強い感情であり、ことに天皇制のやうな、きはめて重要な制度に対しては、国民の中の大部分をかたちづくる人々が、なかば本能的に天皇制の維持を欲求するのは、自然的事態だといひ得るであらう⁽⁴⁹⁾。

国民感情として表現されるものは、天皇への「あこがれ」といったようなものではなく、従来の諸制度がそのまま維持されることを望む保守的心性にすぎない、というわけである。

ならば、改正憲法案の第一条（「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて」の部分）は積極的にどのように解釈されるのだろうか。恒藤は「日本国の象徴」と「日本国民統合の象徴」とを区別し、次のように説明する。「日本国民統合の象徴」の「日本国民」とは、日本国籍の人々によって形作られる集団的全体を指し、日本人たる一切の個人は「日本国の諸国家機関によつて発動せしめられる国家権力に一樣に服従する関係に立つことの故

(47) 同前、52～53頁。

(48) 同前、53頁。

(49) 同前、54頁。

に、日本国といふ統一的全体をかたちづくる」。「天皇は日本国の諸国家機関の中でも、古くからの歴史的事情にもとづいて最も顕著な性格をもち、国民の意識に最も力強く印象をきざみつけて」おり、統一的全体としての日本国を形成するという事態を最も鮮明に象徴する⁽⁵⁰⁾。

もう一方の「日本国の象徴」とは、「すべての日本国民がさうした集团的全体をかたちづかつてある事態は不問に付して、日本政府を中心として全日本国民が集团的全体をかたちづかつてある事態に着眼し、この集团的全体、言ひかへると統治団体としての日本国が天皇によつて象徴されていることを言ひあらはす⁽⁵¹⁾」とされる。決してわかりやすい説明ではない、というよりもかなり難解である。恒藤もそれを意識してか、何度か別の表現で補足している。たとえば次のような説明がある。一般に社会集団は、その成員から見て、「われわれの外面に客観的存在をもつものとして、われわれに強制と圧迫とを加へる」超越的なものであると同時に、「われわれの心に内在して、何らかの程度において謂はば自我と同化しようとする傾向を有する」。「日本国民統合の象徴」であるとは、後者の側面が天皇によって象徴される事態を表し、「日本国の象徴である」とは、「日本国家の超越的ならびに内在的側面の弁証法的統一が天皇によつて象徴される事態をば、何程か超越的側面に重点を置きながら言ひあらはすものと思惟され得る⁽⁵²⁾」。こうした説明は、一般的な統治団体としてのあり方に近づけて日本国家をとらえ、「あここがれ」といった特殊感情を象徴に潜ませる解釈を排除するために工夫されたものである。政府見解ならびにその支持者の解釈が、統合されたものを象徴するという文字どおり意味を逸脱する方向で読み替えて、天皇に統合機能をもたせようとすることへの、対抗的言説であった⁽⁵³⁾。

3. 恒藤の民主主義論—内発的民主主義

『恒藤記念室叢書7』には、1946年初頭以降47年にかけて恒藤が行った講演のレジュメが収録されている。1946年は36回、1947年は18回と講演を行っており、その活躍には目を見張るものがある⁽⁵⁴⁾。恒藤を講演に招いたのは、大阪府庁、京都市役所、神戸市役所などの行政組織から、大学や女学校、商工会議所、各種講座にいたるまで、大小さまざまな組織であり、

(50) 同前、63頁。

(51) 同前、67頁。

(52) 同前、67～68頁。

(53) この点について、恒藤は次のように述べている。「改正憲法第一条は、日本人たる一切の個人のかたちづくる集团的全体の統一性が天皇によつて象徴されることを規定するものであつて、「あここがれ」と言ふやうな言葉をもつて指示される特殊の感情をもつて天皇を仰ぎ見る人々が、そのやうな感情の共同性の故にかたちづくる集团的全体の統一性が天皇によつて象徴されることを規定するものと解することは妥当ではない」(同前、65頁)。

(54) 大阪市立大学恒藤記念室編『恒藤記念室叢書7 恒藤恭「商大学長時代日記／講演等レジュメ」(1946・1947年)』(2018年)122～123頁。

その多様性にも驚かされる。恒藤に民主主義を語らせようとする時代の空気があったと言ってよいだろう。彼自身も、おそらくは強い使命感に駆られて講演を引き受け、また民主主義論についての理論的研鑽を重ねていったのだろう。講演のレジュメを見ると、日本国憲法の具体的な条文を通じて民主主義を語る一方で、法哲学者らしく民主主義の原理論的な考察も行っている。また、戦後初期の論説では、戦前国家体制や社会秩序との対比を行いつつ、何を乗り越え、どのような方向で戦後国家・戦後社会を建設せねばならないかを論じている。本章では恒藤の民主主義論・憲法論の特質について、できるだけ論点を絞り込み、民主主義の担い手、民主主義の基盤となる政治哲学、経済的基本権という三つの観点から解明してみたい。

まず、民主主義の担い手について恒藤の思想を端的に言い表せば、「民族」の強調ということになる。論説「民主政治の実現」では、「新生日本の出現は終戦により否応なしに生じた事象たるわけではなく、終戦の時から幾年または幾十年かの期間にわたって行はれるであらうところの日本政府ならびに日本人民の努力によつて漸次に招来されるべき事象たるもの」として、そのプロジェクト性が強調される。続く箇所では、「新生日本は、大化改新以来約千三百年のあひだ存続した日本国とは全く異なる性格を有するものであり、且つそのやうな性格をもつ国家として日本民族の懸命の努力により建設されねばならぬ」とのべ、日本「民族」という言葉が用いられている⁽⁵⁵⁾。

もう少し事例をあげよう。一九四六年四月に行われた総選挙に関わって、新しい日本の建設をめざす第一歩において、表面に活動するのは衆議院議員のかたちづくる衆議院であるが、真に能動的主体としての役割を演ずるのは「参政権をもつ国民の全体であり、究極においては、参政権を有すると否とを問はず、日本国民の全体」である、という記述がある⁽⁵⁶⁾。しかし、一転して次ような表現もある。

日本の国籍を有する一切の個人が、単なる個人としての在りかたにおいてかたちづくる集
合的総体が、直ちに新生日本建設の主体たる地位に立つのではない。 古来の伝統にもとづ
いて結合し、現在の国土の上に統一的集団をかたちづくりながら生活し、世界社会の内面
に独自の存立を保つてゐるとふ現実の在りかたに照応して、あらゆる日本人は日本民族の
成員たる資格において新生日本の建設に参加するのであり、政治の方面においては、日本
民族が能動的に立ち現れるすがたとしての日本国民が、新生日本における民主政治を実現
する主体の地位に立つのである⁽⁵⁷⁾。

見られるように、民主政治を実現するのは国民であるという一般論では「日本国民」が用いられ、伝統を共有する固有性に着目する場合には「日本民族」が使われている。したがって、「日本国民」とは固有の歴史をもつ「日本民族」であり、両者は表裏一体のものとして記述されて

(55) 恒藤恭「民主政治の実現」(『文藝春秋』1946年6月号、下線は引用者。引用については『新憲法と民主主義』に依拠し、頁は同書による) 106頁。

(56) 同前、117頁。

(57) 同前(下線は引用者)、121頁。

おり、その現れ方が異なるだけである。新日本の建設の主体が「日本民族」であるという表現に、排他的な単一民族主義的傾向を読み取ることは不可能ではない。この問題について、恒藤がどのような認識をもっていたのかは判然としませんが、こうした語りが、植民地支配や敗戦直後の在日朝鮮人への配慮をほとんど欠いていることは否定できない。それは、恒藤ばかりでなく、この時期の多くの知識人に見られる思考様式の問題点であったと言えよう。

しかし、ここでしばし立ち止まって、「日本民族」としての「日本国民」が強調された理由は何だったのかを考えてみなくてはならない。「日本民族」に関わって、恒藤が最も強く意識していたのは、革命的な変化を被ったとはいえ天皇制が存続している事実を無視できないことであった。「天皇制を存続せしめながら、国家権力の根源たる国民が、政治の主体としての役割を演ずる」というのが新生日本における民主政治の特色であり、「現在の国民の政治的意識が前提となつてゐる以上、天皇を中心として民族ならびに国家の統一性が保持されて来た歴史的伝統を尊重する見地からして、民主政治の理念が決定され、これによつてみちびかれながら新生日本の民主政治は前進を開始する外はない」と恒藤は述べている⁽⁵⁸⁾。

この点についてさらに恒藤の言葉を借りて敷衍すればこうなる。「個人は自主自律の立場においてその個人としての生活行動をいとなむべきである」という要請と平行して、「一の国家をかたちづくる個人の全体、すなはち国民は、自主自律の立場においてその政治的活動をいとなむべきことが要請される」。これらの根本的要請は「人間理性の肯定する普遍妥当的命題」であるがゆえに「実践的要請として成り立つ」とする「合理的精神」が、近代民主主義の核心にある。そのような合理的精神の要求を貫徹するためには、「国家機構の中核的部分は能ふかぎり自主自律の原則に適合するやう合理化されねばならぬ筈である」。したがって、従来の天皇制に根本的修正をほどこし天皇の権能の範囲を著しく縮小したとしても、「依然として天皇制の存続をみとめる以上は、右に述べたやうな合理的精神の要求は十分に徹底されたものとは言ひ難く」、「日本の社会の歴史的現実に因由するところの国家機構の合理化の限界が、そこに明瞭に示される次第である」⁽⁵⁹⁾。こうした言説の中に、合理的精神の要求を十分に徹底しきれなかったという課題を引き受けるのは日本民族以外にあり得ない、という問題意識を読み取ることができよう。

その一方で、恒藤は「日本人の民族的能力」への期待も表明している。敗戦によって、国民の道徳的生活の中心が空虚となり、道徳的信念が弛緩したとする悲観的見解に対して、歴史上類例のない現在の根本的変革に「日本人の民族的能力」をいかに役立てるかが重要であると述べている。明治の立憲主義の導入に見られるように、「歴史的事実の証明するところのものは、社会的環境の根本的変化に対して、すなほに、速やかに適応し得る日本人の民族的能力」であるとしている⁽⁶⁰⁾。こうした民族・伝統・歴史へのこだわりは、明治以降の国家体制の帰結と

(58) 同前、122～123頁。

(59) 同前。

(60) 恒藤恭「法の革新と道徳の進展」(『改造』1946年10月号、11月号。引用については『新憲法と民主主義』に依拠し、頁は同書による)173頁。

して「敗戦」があり、世界史のありうべき方向に逆行した結果であるという認識があるからに相違ない。それを物語っているのが次の言葉である。「旧日本を否定し、新日本を創造することは、日本国民が真に生きがひのある国民生活をいとなみ、世界にも稀れな古い発展の歴史と独自の個性とをもつ民族文化を新たなる立場において再建するための途を切り拓くといふ世界史的意義を帯びた大業であり、よし連合諸国の側からの要請による新生日本の建設の課題であるにもせよ、その世界史的意義を深く、そして正しく自覚して、真に自発的に欣んでその解決を企て前途によこたはる一切の障碍を乗り越えつつ忍耐強く進んで行くのでなければならぬ⁽⁶¹⁾」。

さて次に、民主主義の基盤となる政治哲学という視角から、恒藤の民主主義論を分析してみよう。やや形式的ではあるが、民主主義の定義から見てみたい。最も端的な説明は、「民主政治または民主主義的政治は人民の意思に従って行はれる政治である」というものである。国家政治に限定して言えば、民主的国家政治の特色は「国民の意思に従って行はれる政治」であり、専制的国家政治の特色はその逆となる。ここにいう「国民の意思」は、法的に定められた制度を媒介として表現され、客観的に、確実に認識されることのできるものであり、「統治者が彼自身の主観的判断にもとづいて国民の意思として認めるものを指すのではない」。なぜ、ことさらこのような言い方が必要なのか。歴代天皇は民の心を心として統治したとして、日本にも古くから民主主義が存在したことを主張する学者がいるからである。「かやうな見解は民主政治の本質を見あやまつてある」と恒藤は断言している⁽⁶²⁾。

続いて民主主義は、別の角度からも照射される。恒藤は、「法の定める方法に依って国民の意思として表現されたところのものに反して為された政治的所為は法的に無効」であると言う。こうした原則は、イギリスにおいて数次の革命を経て確立されたものであることにも言及している。ロックの抵抗権が念頭に置かれていることは間違いないだろう。さらに言葉を継いで、「国民の為にする政治」は民主政治の属性の一つとする見解は妥当でないとも言う。たとえば、一七、八世紀のヨーロッパの開明的専制君主たちは、好んで「人民に奉仕する」とか「人民の幸福を念とする」ことを標榜したが、結局その行うところは専制政治にほかならなかつたと述べている⁽⁶³⁾。このように、民主主義について「である」という説明とともに「でない」という解説を行ったのは、「さまざまな理由をかかげて日本の国家ならびに国民生活の徹底的民主化に反対しようとする議論」が横行していたからであった⁽⁶⁴⁾。民主化を不徹底なものにとどめようとする傾向への原理的対抗こそが、恒藤のとった態度であった。戦前の民本主義を徹底的民主化によって克服することに、恒藤の目標は据えられていたと言えよう。

こうした恒藤の民主主義認識の特徴を浮かび上がらせるためには、他の論者との比較が有用である。第二章でも言及した横田喜三郎の民主主義論を参照してみよう。横田も恒藤と同時期

(61) 前掲、恒藤「民主政治の実現」119頁。

(62) 同前、111頁。

(63) 同前、112頁。

(64) 同前、115頁。

に民主主義論を展開しており、どこがどのように違うかは興味深い問題である。

横田は民主主義を、人間の価値と尊厳に対する深い認識を基礎とし、それに基づく平等を根本観念としているとして、次のように説明している。

〔民主主義の〕根本的な観念としては、平等ということである。すべての人が平等であるということ、したがって、すべての人が平等に取扱われなくてはならないということである。一步を進めて、その基礎にあるものを求めれば、窮極においては、すべての人が人間として同等な価値を有するということである。〔中略〕どんな人も、人間として尊重し、人間として権威を認め、人間としての尊厳を重んじなくてはならない。どんな人も、人間として生活し、人間として発達し、人間として幸福を求める資格を有する。このような権威と尊厳と資格において、すべての人は同等である。〔中略〕すでに同等な価値を有する以上、すべての人は平等である。平等なものは、平等に扱われなくてはならない。これが民主主義である。民主主義の根本観念である⁽⁶⁵⁾。

現在の私たちの目から見ると、近代的人間観・社会観にのっとった一般的な説明であるように思われる。ただし、ここでの民主主義の定義は天皇制批判の文脈で行われており、必ずしも民主主義論として展開されたものではない。かかる定義に従えば、民主主義は天皇制と矛盾するというのが横田の結論である。すなわち、すべての人は平等であらねばならないはずなのに、天皇には国家と国民統合の象徴という一種の特別な地位が与えられている点で、天皇と国民は「平等」とは言えず、民主主義の根本観念に反するというわけである。注目しなければならないのは、天皇制と民主主義の矛盾を導く原理上の基準が「平等」になっていることである。民主主義と天皇制の関係をとらえる基軸について、恒藤と横田の間には「ずれ」が発生していることが理解されよう。その「ずれ」の原因を分析するために注目しておきたいのは、横田の著作『天皇制』における民主主義論には、「人間としての同等な価値」という根本観念と民主主義を媒介するものが提示されていないということである。そこには論理の飛躍がある。両者の「ずれ」は、横田が民主主義論を展開する際に一般論から出発しており、恒藤のように歴史・伝統・民族にほとんどこだわらない態度をとっていることと関連があるように思われるが、詳細については別稿を期したい⁽⁶⁶⁾。

ところで、政治哲学として展開された恒藤の民主主義論の最大の特徴は、民主主義と道徳秩序との関連が強く意識されていることにある。なぜ、道徳秩序なのか。恒藤によれば、法は国

(65) 前掲、横田『天皇制』244頁。

(66) 横田は1947年に『国際的民主主義』（革新社）を発表している。そこでも民主主義の根本観念は平等であるとしているが、平等と民主主義との関係性が詰めて議論されているとはいえない。一方、恒藤は現実の国家や国民生活に強い関心を抱き、それがもたらす民主主義への拘束性にも十分な注意を払っていた。逆に、そのことが恒藤をしてあるべき民主主義の理論的彫琢へと向かわせた面もあるのではなからうか。前掲『恒藤記念室叢書7』を見ると、憲法の条文に則して民主主義を解説したレジュメがある一方で、古代ギリシャから始まる民主主義の理論的解明に取り組んだレジュメも存在する。恒藤の論説の背景には、そうした理論的研鑽があることを踏まえておく必要がある。

家機構と国民社会を秩序づけるが、国民社会の秩序づけは、より大きく道徳規範に依存している。「あたらしい日本の建設のためには、必ずや従来の国家機構の根本的変革と従来の国民社会の生活秩序の根本的変革とが、相互に連絡して適切なしかたで平行的に遂行されることを必要とする⁽⁶⁷⁾」。そして両者の指導理念は、「平和的、民主的文化国家」の理念であるとされている。ただし、民主主義的政治思想の本来の立場からすれば、国家の統治活動は国民社会の存立・発展のために役立つゆえに意義があるのだから、国民社会の存立・発展こそより重い意義をもっている、と恒藤は述べている。したがって、「革新の事業の重点はむしろ日本の国民社会の生活秩序の革新といふことに置かれるのが当然」なのである⁽⁶⁸⁾。

では、その革新の内容はいかなるものなのだろうか。それを明らかにするためには、戦前国家の道徳秩序を明らかにしておく必要がある。これについて恒藤は、次のように説いている。「『建国のとき以来渝ることなく全国民が万世一系の天皇を中心として一致団結しつつ国家をかたちづくり、国民生活を続けて来た』といふのが、わが国本来のすがたであるとされ、斯かる日本固有の国体を護持しながら国家の隆昌を実現して行くべきことが、法および道徳に共通な根本理念であるとされた⁽⁶⁹⁾」。ほとんど時期を同じくして発布された大日本帝国憲法と教育勅語は、いずれもこのような根本理念をかかげて国民に示し、「前者はこれを以てわが国の全法律秩序をつらぬく不動の理念たるべきものと規定し、後者はこれを以て日本国民の永久に遵守すべき最高の理念たるものと教へている」。なぜそのような理念がわが国の法および道徳の「究極理念」として認められねばならないのか。その理由について、「肇国以来のわが国の一貫した歴史的事実が斯かる理念の妥当性を十分に根拠づけるのであるといふやうに、教育勅語の冒頭の文句は述べてある」だけである⁽⁷⁰⁾。恒藤によれば、「国家の元首の提示せる道徳規範の遵守が国家の側から要請されるといふやうな」大いなる矛盾は、「民主主義的法律秩序の建設がすでに開始された現在の日本において」「ゆるされ得る道理はない⁽⁷¹⁾」。

戦前国家の道徳秩序をこのように描出した上で、従来の日本主義的基本原理に代わるものとして恒藤は次のような基本原理を提示した。やや長くなるが引用しておきたい（数字と下線は引用者）。

今後の日本における国民生活を制約すべき基本原理は、『①われわれ日本人は、論理的に見て、日本人たるに先立つて一個の人間として存在する』といふ根源的事実の正しい認識から出発することによつてのみ見出される。われわれは人間として生き、人間として死する外に、いかなる在りかたをも持ち得ないのであるが、これに反して、日本人として生まれたからと云つて、終生、日本人としての存在から離脱し得ないわけではない。〔中略〕われわれは日本国の一成員であると同時に、世界社会の一成員たるものであり、日本国そ

(67) 前掲、恒藤「法の革新と道徳の進展」139頁。

(68) 同前、139～140頁。

(69) 同前、156～157頁。

(70) 同前、157頁。

(71) 同前、155頁。

のものも世界社会の一部分をかたちづくるものとしてのみ、その国家的存在をもち得るものであることを思い到らざるを得ないであらう。〔中略〕②社会の一成員たる人間としての在りかたが、真にわれわれの本来的な在りかたなのであつて、各人が斯やうな本来的なありかたにおいて生きがひのある生活を生きることの出来るために必要な諸条件を確保することが、あらゆる国家の根本的使命である⁽⁷²⁾。

ここには、恒藤がかつて「世界民の愉悦と悲哀」で展開した思想が、集約されて再説されている。二点補足しよう。①の下線部分については、別の箇所、『われわれは国民たるに先立つて人間たるものである』となす合理的精神とは違つて、『われわれは何よりも先づ国民たるものである』となす超個人主義的・国家主義的精神と、『日本は神国である』となす非合理的的精神とが、教育勅語の全内容を支配してゐる⁽⁷³⁾と解説している。教育勅語の非合理的的精神を否定し乗り越え、合理的精神によって国民社会を秩序づけることが、民主主義の実現にとって不可欠であると認識されていることがわかる。

②の下線部分については、紙幅の都合上、詳しく論ずることはできないが、横田にはこのような視点はほとんど見られない。この差異が、九条や平和をめぐる議論において両者の決定的な差を生み出す原因ではないかと考えられる。これについても別稿で論じるつもりである。

国民生活の規範に関わって、もう少し敷衍しておこう。恒藤は別の角度から、教育勅語との対比でこの問題を論じている。簡潔に表現するなら、「今回の憲法改正を機として、外的権威の倫理の時代は終り、内的権威の倫理の時代がはじまつた⁽⁷⁴⁾」というのが、恒藤の見立てである。「外的権威の倫理」は、教育勅語に示されているように、「権力者がその権威をもつて要求する倫理思想は、内容の上から見ても権威を有するといふ前提の下に、権力者に対し一切をささげて仕へることをもつて、人民の至高の道徳的義務である⁽⁷⁵⁾」とする。これに対して、めざすべき「内的権威の倫理」は、「あらゆる人間が、いかなる外的権〔威〕によつても強制されることなく、ひとへに自己の内奥から発する要求にもとづいて真に自発的に肯定するやうな理念」を、法や道徳の究極の根底となす合理的精神である⁽⁷⁶⁾。恒藤は、この「内的権威の倫理」をよりどころとして、人々が「各自の自由なる立場に立ちつつ、自己の信念に忠実に、自己の判断にしたがつて行動」し、「公明な態度で争ひ合」いつつ協力と闘争とが活発に行われ、その結果「相互理解にもとづく一層根本的な協力が絶えず繰り返されることによって」道徳の進展が可能となる、と述べている⁽⁷⁷⁾。恒藤の民主主義論が、新憲法の解釈にとどまることなく、教育勅語の示す道徳や倫理の問題をいかに乗り越えるかを重視している点を再度強調しておきたい。

(72) 同前、175～176頁。

(73) 同前、158頁。

(74) 同前、180頁。

(75) 同前、178～179頁。

(76) 同前、157頁。

(77) 同前、181～182頁。

最後に、「経済的基本権」について簡潔に言及しておきたい。この問題について『新憲法と民主主義』は二篇の論説を収めている。一つは「改正憲法と経済生活」で『産業経済新聞⁽⁷⁸⁾』に掲載されたものであり、いま一つは「新憲法と経済的基本権」である。これらを参照すると、恒藤が日本国憲法をいかなる性格のものとして位置づけていたかが一層明確になる。

恒藤は、国民経済の法的秩序づけという観点から各国の憲法を三類型に分類している。第一は一九世紀の西洋諸国で制定された「民主主義憲法」の型であり、第二はソ連において制定された「共産主義憲法」の型であり、第三はワイマール共和国が採用した「社会民主主義憲法」の型である。その上で、日本国憲法は「純然たる民主主義憲法の型に属するものではなく何ほどか社会民主主義の色彩を帯びるものである」としている⁽⁷⁹⁾。その社会民主主義的性格は、第二五条の生存権と国の生存権保障義務や、第二七条の勤労の権利・義務、第二八条の勤労者の団結権・団体交渉権などに現れている⁽⁸⁰⁾。とはいえ、日本国憲法は「ドイツのワイマール憲法の一特色たる経済の社会化といふことに重きをおいてゐるわけではない⁽⁸¹⁾」。つまり、「経済生活の民主化といふことに関しては、甚だ控へ目な態度をとってをり」、今後の立法に問題の解決を委ねている⁽⁸²⁾、というのが恒藤の評価である。

「新憲法と経済的基本権」という論説は、勤労権の実質化について議論をもう少し前に進めている。その際に導きの糸となったのは、社会主義的思想に立脚する憲法であった。恒藤は次のように議論を展開する。そもそも、「すべての個人はひとしく生存の権利を有する」という思想は、近代初期の自然法の理論の中に含まれているが、民主主義憲法では生存権は各人の努力に委ねられ、せいぜいそのための物質的基礎条件たる所有権の不可侵を確認するにすぎない。これに対して、社会主義的思想に立脚する憲法では、国民たる個人の生存権の確保について配慮する責任を国家が負うべきものであることを確認している⁽⁸³⁾。この点から見ると、日本国憲法は国民たる諸個人が、「常に勤労の機会を見出し得るための制度、ならびに彼らをして現実にその勤労義務を果たさせるやうにするための制度については、何らの規定をもかかげてゐないといふ著しい欠陥を内含してゐるのである⁽⁸⁴⁾」。

「改正憲法と経済生活」でも、ほぼ同様のことが指摘されている。すなわち、社会民主主義的憲法は私有権の絶対性と契約の自由の原則に修正を施すことによって、「独占資本主義の弊害たる大資本の独占的優越性を排除すると共に、ある程度に国家権力による経済の統制をみと

(78) 1946年11月3日付。

(79) 恒藤恭「改正憲法と経済生活」(引用については『新憲法と民主主義』に依拠し、頁は同書による) 209～210、213頁。

(80) 同前、212頁。

(81) 同前、211頁。

(82) 同前、211～212頁。

(83) 恒藤恭「新憲法と経済的基本権」(『新憲法と民主主義』所収。この本の「序」によると既発表ではないことがわかる) 217～218頁。

(84) 同前、211頁。

めるものであるが、改正憲法が此の傾向に沿う根本的対策の片鱗を示してあるに過ぎないことは甚だ遺憾であると言はざるを得ない」。ここでは、資本主義の歴史的展開とその弊害を見つめつつ、憲法は生存権をいかに位置づけねばならないかという観点から、日本国憲法が評価されているのである。さらに、憲法改正案の審議において社会民主主義憲法の型に改めることは可能であったが、そうならなかった理由について、「議会における保守的政治勢力と進歩的政治勢力との対抗関係にもとづいて、改正憲法の経済的諸条項の内容が決定される外はなかつた」からだ、と事情を説明している⁽⁸⁵⁾。

生存権の保障という観点から見れば、恒藤は、日本国憲法が当該期の政治的状況に強く制約されて誕生しており、それゆえ克服しなければならない「欠陥」を含んでいたと考えていたのである。

おわりに

恒藤は「天皇制の根本的変革は、わが国の法の革新ならびに道徳の進展の全過程を象徴するものであり、その集中的表現たる意義を有する⁽⁸⁶⁾」としていた。「天皇制の根本的変革」とは、大日本帝国憲法下の天皇制から日本国憲法下の天皇制への変化を表現したものである。ならば、象徴天皇制下において、恒藤が国民的課題とした「外的権威の倫理」から「内的権威の倫理」への転換は、成就したのだろうか。たしかに、戦前天皇制は憲法の条文のレベルでは根本的変革をこうむったが、それがそのまま「外的権威の倫理」の克服につながったと考えるのは早計であろう。この点を掘り下げることは重要な課題であるが、本稿の議論からは逸脱するので、機会を改めたい。

1946年後半に恒藤が発表した諸論説の最大の意義は、大日本帝国憲法から日本国憲法への「根本的変革」が、道徳規準の転換をはかるチャンスであり課題でもあることを提起した点にあった。民主主義の進展にとって法の革新と道徳規範の転換が併行しなければならない、という論点は戦後の早い段階で提示されており、「戦後民主主義」を再検討する上できわめて示唆的である。

最後に、本稿では全く言及できなかったが、重要な論点が残されている。言うまでもなく「国際平和」と戦争放棄の問題である。何度も引用した「法の革新と道徳の進展」で、恒藤は次のように述べている。「ある国家の人民が真に民主主義的な社会生活をいとみ得るためには、

(85) 210頁。具体的に言うと、幣原内閣の総辞職の後に、社会党を中心とする内閣が組織されていたなら、社会民主主義憲法の型に属する憲法改正案が作成されたであろうが、実際には自由・進歩両党の連立で吉田内閣が成立したため、結局、重要な修正がほどこされることなく、はじめの改正草案がめざしたような民主主義憲法の型にとどまったと恒藤は説明している。

(86) 前掲、恒藤「法の革新と道徳の進展」153頁。

